

鎌倉市民間保育所等運営改善費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、認可設置されている市内の民間保育所（以下「民間保育所」という。）及び家庭的保育事業等（以下「家庭的保育事業等」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、認可設置されている認定こども園（以下「認定こども園」という。）に対し、児童の処遇向上、職員の待遇改善及び施設経営の健全化に係る運営改善費の補助について、鎌倉市補助金等に係る予算執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）に規定するほか必要な事項を定めるものとする。

(補助経費)

第2条 補助の対象となる経費（以下「補助経費」という。）は、次のとおりとする。ただし、家庭的保育事業等の補助経費は、第4号及び第5号のみとする。

(1) 職員加算費

保育士の定数改善及び事務員の雇用に要する経費

(2) 経営改善費

職員人件費の改善に要する経費

(3) 処遇改善費

児童の給食内容等の処遇改善に要する経費

(4) 健康管理費

児童の健康管理のため、耳鼻科及び眼科検診を行うために要する経費

(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済負担金

保育所の管理下における児童の負傷等について、児童の保護者に対し災害共済給付を行うための共済掛金に要する経費

(交付基準及び補助額)

第3条 補助金の交付基準及び補助額は、別に定める鎌倉市民間保育所等運営改善費補助金交付基準（以下「交付基準」という。）によるものとする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする民間保育所、家庭的保育事業等又は認定こども園の長（以下「申請者」という。）は、交付基準に定める期日までに鎌倉市民間保育所等運営改善費補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定して、申請者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の交付の決定をしたときは、交付基準に定める方法等により、補助金を交付する。

(変更の承認)

第5条 補助金の交付を受けている民間保育所、家庭的保育事業等又は認定こども園の長（以下「施設長」という。）は、補助経費の額等に変更があったときは、遅滞なく民間保育所等運営改善費補助金変更承認申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の変更についての適否を決定して、施設長に通知しなければならない。

(実績報告等)

第6条 施設長は、当該年度終了後30日以内に、補助事業実績報告書（第3号様式）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、施設長は、市長の求めに応じて、補助事業実施状況報告書（第4号様式）を提出しなければならない。

(書類の整備等)

第7条 施設長は、補助経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての関係書類を、整備保存しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び関係書類は、当該年度終了の日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成12年5月22日）から施行し、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成13年4月20日）から施行し、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成13年9月25日）から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に行われた第4条第1項の規定による申請に係る補助金の取扱いについては、な

お従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日（平成27年5月29日）から施行する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、決裁の日（平成28年3月28日）から施行する。
- 2 施行日前に行われた第4条第1項の規定による申請に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に行われた第4条第1項の規定による申請に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、決裁の日（平成30年10月17日。以下「施行日」という。）から施行し、平成30年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日から施行日の前日までの間における、鎌倉市民間保育所等運営改善費補助金に係る申請、決定その他の行為は、改正後の鎌倉市民間保育所等運営改善費補助金交付要綱の規定に基づいてなされた申請、決定その他の行為とみなす。